

事 務 連 絡

令和6年6月4日

居宅介護支援事業所 各位

大牟田市 保健福祉部 福祉課
介護保険担当課長

入院時情報連携加算について

平素から介護保険行政につきましてご理解ご協力ありがとうございます。

令和6年4月から見直された入院時情報連携加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定日数の考え方について、多数お問い合わせがありましたので、厚生労働省に確認をいたしましたところ、添付の「介護保険最新情報令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）問119」のとおりであるとの回答を受けました。

すでにお問い合わせいただいた事業所については、誠に申し訳ございませんが、下記のとおりのお取り扱いをお願いします。

記

営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合で、翌日も営業日以外であるため、翌々日の営業日に情報提供を行った。

⇒ (正) 入院時情報連携加算（Ⅱ）の算定

(誤) 入院時情報連携加算 (I) の算定

ご不明な点については、お問い合わせください。

大牟田市役所 福祉課

介護保険担当 (石貫・吉田・谷川)

電 話 : 4 1 - 2 6 8 3